

## 金ケ崎町創業等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、町内における新たな事業の創出を促進することにより、町の商工業振興と活性化を図り、もって地域経済の発展に資するため、町内に創業等を行う中小企業者に対し、費用の一部を補助することについて、予算の範囲内において金ケ崎町創業等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等 事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点であって常設のものをいう。

(2) 創業等 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の届出書（以下「開業届」という。）を提出し、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合

ウ 事業を営んでいる個人又は法人が新たに町内に事業所等を設置し、事業を開始する場合

(3) 創業等の日 前号アにあつては開業届に記載された開業年月日、同号イにあつては登記事項証明書に記載された設立年月日、同号ウにあつては新たな事業の開始の年月日をいう。

(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(5) 若者 補助事業年度の4月1日に39歳以下の者をいう。

### (補助対象事業)

第3 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の趣旨に適合し、町の商工業振興と活性化に資すると認められるものとする。ただし、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断される事業等、町長が適当でないと認めるものを除く。

（補助対象者）

第4 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）町内に事業所等を設置する者
- （2）補助金の交付申請年度内に創業等を行う者又は補助金の交付申請時において創業等の日から1年を経過していない者
- （3）金ケ崎町商工会の経営指導を受けた事業計画を有し、事業計画確認書の交付を受けた者
- （4）金ケ崎町商工会に加入している者又は創業後に加入する者
- （5）町税の滞納がない者
- （6）この要綱による補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助金の交付対象としない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業を行う者
- （2）金ケ崎町暴力団排除条例（平成24年金ケ崎町条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- （3）前各号に掲げる者のほか、町長が適当でないと認める者

（補助対象経費）

第5 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に規定する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県、町その他の機関から同一の補助対象経費について補助金等の交付を受ける場合は、補助対象

経費の合計額から当該補助金等の額を差し引いたものを補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内(代表者が若者又は女性の場合10分の9以内)の額又は補助限度額50万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付する補助金の額に千円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金ヶ崎町創業等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

(1) 創業等に係る事業計画書

(2) 収支予算書(様式第2号)

(3) 補助対象経費の内訳を示す書類

(4) 創業等に係る事業計画確認書(様式第3号)

(5) 申請者の住民票

(6) 補助対象経費に増改築、改修がある場合、施工箇所がわかる写真

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 町長は、第7の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その結果を金ヶ崎町創業等支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助対象事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、金ヶ崎町創業等支援事業補助金事業変更(廃止)承認申請書(様式第5号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の計画の変更については承認の可否を決定し、金ケ崎町創業等支援事業補助金事業変更（廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、金ケ崎町創業等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添え、町長に報告しなければならない。

（1）収支決算書（様式第2号）

（2）補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し

（3）開業届等の創業等が確認できる書類

（4）許認可を必要とする事業の場合、許認可等の写し

（5）補助対象経費に増改築、改修がある場合、施工箇所がわかる工事中及び完了後の写真

（6）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11 町長は、第10の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、金ケ崎町創業等支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12 第11第1項の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、金ケ崎町創業等支援事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第 1 3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容に違反し、又は従わなかったとき。

(4) その他町長が不当と認めたとき。

(補助金の返還)

第 1 4 町長は、第 1 3 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第 1 5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第5関係）

補助対象経費	補助の条件
<p>補助対象事業の実施に必要な次の経費</p> <p>(1)事業の用に供する土地の賃借料 又は建物の購入費及び賃借料</p> <p>(2)事業所等の増改築費及び改修費</p> <p>(3)設備又は備品の購入費及び賃借料</p> <p>(4)広告宣伝費</p> <p>(5)その他町長が適当と認める経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費に係る消費税の額は、補助の対象から除くこと。</li> <li>・補助対象事業の実施に直接必要な経費であること。</li> <li>・用途、単価、規模等が証拠書類等により確認可能な経費であること。</li> </ul>